

令和6年4月請求分から

## 下水道使用料を改定します

下水道は美しい自然環境や衛生的で望ましい生活環境を維持していく上で、欠かすことのできない社会インフラです。しかしながら、下水道の維持には大きな費用を必要とします。将来にわたり安定的にサービスを継続していくために、使用料の見直しを行います。

なぜ事業の継続に適切な使用料の設定が必要なんですか？

施設に係る電気代や修繕費などの維持管理費は使用料で賄うこととされていますが、維持管理費に対する使用料の占める割合は72.6%（令和3年度決算）。不足分は一般会計からの繰入金等で補っています。その他施設の老朽化に伴う改築や更新なども年々増加しています。また、平成16年の合併時に3町村の下水道使用料を統一して以来改定を行っておらず、人口減少に伴い使用料収入は減少しており、今後5年間で約1千万円の減少が見込まれます。使用料の減収により事業の継続が困難にならないよう適切な使用料を設定する必要があります。

■費用に対し下水道使用料が占める割合



人口減少や節水などで使用水量が減少しているのに、なぜ改定するのですか？

下水道事業は、使用水量が減ったからといって、すぐに設備を小さいものに替えたり、統廃合したりすることが難しい事業です。また、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくための支出も膨らむため、料金改定をしなければなりません。

一般会計からの繰入金を増やすことはできないんですか？

本来使用料で賄うべき経費の一部をすでに一般会計からの繰入金で補っています。一般会計の財政状況も厳しい中、下水道事業への繰入金を増やすと福祉・教育・道路など行政サービスに影響を及ぼしてしまいます。

料金値上げをしないと  
どうなるのですか？

施設の更新ができなくなり、衛生環境や水質の保全ができなくなります。  
料金改定を先送りすると、将来使用料の値上げ幅が大きくなり、使用料負担が急激に増加することになります。

新しい料金はどのよう  
に決めたんですか？

令和4年6月に町長から「邑南町下水道事業のあり方」について邑南町上下水道委員会へ諮問され、審議していただきました。令和5年2月に委員会から答申書の提出があり、その答申を元に協議を重ねてきました。令和5年町議会9月定例会において下水道使用料条例等の改正案について審議され、可決されました。

## 新料金体系 令和6年4月請求分（4月使用分）から新しい料金となります

### 【一般家庭】(月額・税込み)

#### ●料金体系…基本料金に世帯員割料金が加算されます

一般家庭		基本料金	+	世帯員割(1人当たり)
	改定前	1,650円		550円
	改定後	1,870円		605円

#### ●一般家庭で、世帯員数が1人の場合

一般家庭		基本料金	+	世帯員割	=	月額使用料
	改定前	1,650円		550円 × 1人		2,200円
	改定後	1,870円		605円 × 1人		2,475円

#### ●一般家庭 新旧料金比較

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人
改定前	2,200円	2,750円	3,300円	3,850円	4,400円
改定後	2,475円	3,080円	3,685円	4,290円	4,895円

**【事務所・事業所・公共施設等】(月額・税込み)**

●料金体系…基本料金に該当の使用人員料金が加算されます

事業所等		基本料金	+	加算料金	
	改定前	1,650円		下記 改定前 該当使用人員 加算料金	
	改定後	1,870円		下記 改定後 該当使用人員 加算料金	

該当 使用人員	改定前		
	基本料金	加算料金	合計
1人～3人	1,650円	1,650円	3,300円
4人～6人	1,650円	2,200円	3,850円
7人～10人	1,650円	2,750円	4,400円
11人～20人	1,650円	3,850円	5,500円
21人～40人	1,650円	9,350円	11,000円
41人～60人	1,650円	20,350円	22,000円
61人～100人	1,650円	42,350円	44,000円
101人～300人	1,650円	64,350円	66,000円
301人～500人	1,650円	86,350円	88,000円
501人～	1,650円	108,350円	110,000円



改定後		
基本料金	加算料金	合計
1,870円	1,815円	3,685円
1,870円	2,420円	4,290円
1,870円	3,025円	4,895円
1,870円	4,235円	6,105円
1,870円	10,285円	12,155円
1,870円	22,385円	24,255円
1,870円	46,585円	48,455円
1,870円	70,785円	72,655円
1,870円	94,985円	96,855円
1,870円	119,185円	121,055円

**【飲食業等】(月額・税込み)**

●料金体系…基本料金に業務料金が加算されます。

飲食業等		基本料金	+	業務料金	=	月額使用料
	改定前	1,650円		3,850円		5,500円
	改定後	1,870円		4,235円		6,105円

**【その他施設等】(月額・税込み)**

●営業の用に供さず日常生活を営んでいない施設。

集会所 自治会館等	改定前	→	改定後
	1,650円		1,870円

## 令和6年4月1日より下水道事業は公営企業法を適用します

都道府県や市町村が、住民福祉の増進を目的として経営している企業のことを「公営企業」といいます。水道事業、下水道事業や病院事業などは公営企業の代表的な例です。公営企業は、利益を得る人が、その利益に応じた利用料金を負担するという考え方にに基づき、その料金収入によって経営されており、民間企業と同様に健全な経営をする必要があります。

公営企業法は、公営企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律です。この法の適用により、下水道事業特別会計は従来の官庁会計から公営企業会計による会計処理を行います。一般会計で採用されている官庁会計は単式簿記であるのに対し、公営企業会計は複式簿記を採用しています。複式簿記は、単に収支を記録するだけでなく、取引（経済活動）の全体像を捉え資金の流れを明確に示す会計手法です。

決算では、企業の状況を報告する書類である財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）を作成します。

貸借対照表は、負債や資産がどれだけあるかという財政状態を示します。

損益計算書は、1年間の収益と費用から、どれだけ利益（損失）が出たかがわかります。

キャッシュ・フロー計算書は、どのように資金を調達し、その資金をどのように運用したかを示します。

これらの財務諸表を作成することにより、現在だけでなく将来を見据えた経営の基礎情報を得ることができます。経営状況や施設の老朽化等の状況を把握し、的確な経営改善と経営判断を行うことを通じ、公営企業の質と効率性を向上させることが期待されます。

将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供していくため、経営の効率化と経費縮減に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】水道課 TEL95-1118IP050-5207-3017